

## 2 納税貯蓄組合の制度を廃止します

納税貯蓄組合は、町税の完納を容易にすることを目的として、毎月定期的な収入が得られないような方が納期内に納入できるように税金分をあらかじめ組合として貯蓄しておいて納期内に納入するものです。

組合を組織することにより組合員全員が納期内に納入するという大きな成果を上げてきました。

しかし近年は給与所得者が増えたことにより、毎月定額の収入のある方が増え、個人情報などの最たるものと言える収入や財産などが組合長になった方が推測することもできることから、個人情報保護の観点からも、組合発足当時とは納入環境が変わっています。また組合長になられた方は納期の度に集金をしなくてはならず、その労力と費やす時間は大変です。



こうしたことが原因と思われるですが、当町の納税組合も年々減少しており、平成25年度は53組合(477世帯・916人)であり、一番多かった時期と比べると約4分の1になっています。納税貯蓄組合は今まで大変大きな成果を上げてきましたが、これらのことから平成25年度をもって納税貯蓄組合制度を廃止し、今後は口座振替での納入を推進します。

## 3 固定資産税の前納報奨金を廃止します

町の固定資産税には当初課税の納税通知書が届き、5月中に年税額全額を納入する場合、前納報奨金を割り引いた金額を納入するという前納報奨金制度があります。平成25年度をもって廃止します。その理由は次のとおりです。



● 制度創設以来60年以上の経過で社会情勢が大きく変化し、当初の目的である税収の早期確保や自主納税意識の高揚が達成されてきたこと。

● 納入したくても一括納入する資力がない方には本制度の恩恵がなく、納税の公平性に欠けること。

● 固定資産税のみが前納報奨金の対象であることから、他の税と不公平が生じていること。

※1 前納報奨金は交付されませんが、引き続き全期分を一括して納入することはできます。

※2 口座振替により全期前納されている方で、期別納入への変更を希望される方は口座振替をされている金融機関の窓口に通帳と通帳で使っている印鑑をご持参の上、4月30日までに変更手続きをお願いします。

このとおり、4月から町税や使用料などの制度が変わりますので、ご理解をお願いします。